

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼 兼

別表第3家庭動物相談所長の項第6号中「(売却処分を除く。)」を削る。

別表第3福祉事務所福祉保護課長の項中「福祉事務所福祉保護課長」を「福祉事務所福祉介護課長」に改め、同項第2号から第5号までを削る。

別表第3福祉事務所福祉課長の項から福祉事務所長寿社会課長の項までを次のように改める。

福祉事務所 支援保護課 長	(1) 児童福祉法による居宅支給決定（児童居宅介護に関するものに限る。）並びに身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による居宅支給決定及び施設支給決定の変更に関する事。 (2) 母子生活支援施設の入所者に係る措置の変更に関する事。 (3) 保育所の入所者に係る保育の実施の変更に関する事。 (4) 生活保護法による保護の変更に関する事。 (5) 老人福祉法第10条の4第1項及び第2項による措置に関する事。 (6) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者に係る措置の変更に関する事。
福祉事務所 支援課長	(1) 児童福祉法による居宅支給決定（児童居宅介護に関するものに限る。）並びに身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による居宅支給決定及び施設支給決定の変更に関する事。 (2) 母子生活支援施設の入所者に係る措置の変更に関する事。

	<p>(3) 保育所の入所者に係る保育の実施の変更に関する事。</p> <p>(4) 老人福祉法第10条の4第1項及び第2項による措置に関する事。</p> <p>(5) 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者に係る措置の変更に関する事。</p>
福祉事務所 保護課長	<p>(1) 生活保護法による保護の変更に関する事。</p>

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)